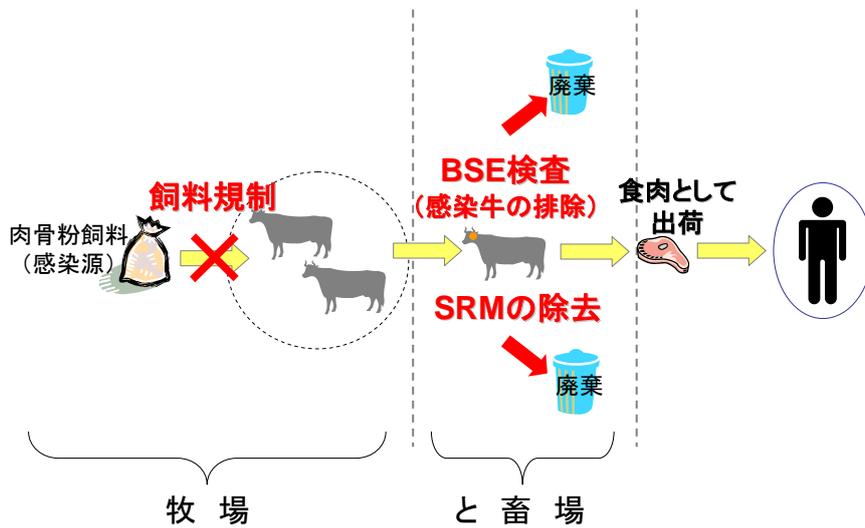


飼料規制

国内産牛のBSE対策

- ◆新たにBSEに感染させない
→飼料規制
- ◆BSE感染牛を流通させない
→BSE検査
- ◆人に感染させない
→病原体が蓄積しやすい部位
(特定危険部位:SRM)の除去

国内産牛のBSE対策



飼料規制とは



飼料規制の経緯

- ◆ 1996年(農水省通達) × 牛→牛
- ◆ 2001年(法律) × 牛→豚/鶏
× 豚/鶏→牛
- ◆ 2005年(法律) ○ 豚/鶏→豚/鶏

日本では、現在、
牛へ肉骨粉飼料を使用することも、
牛の肉骨粉飼料への加工も
禁 止

飼料規制の徹底状況

- ◆ 飼料工場での肉骨粉飼料混入検査結果

	承認 飼料工場	その他 飼料工場
2001年2月 ～ 2001年5月 (ガイドライン前)	0/ 73	0/ 9
2001年6月 ～ 2004年3月	0/ 794	0/ 126

⇒牛用の飼料への肉骨粉の混入はない

飼料規制の有効性

◆ 飼料規制実施(2001年10月)前後でのBSE感染牛頭数の比較

	生年月日	感染頭数
規制前	～2001年10月生まれ	33頭
規制後	2001年10月～生まれ	1頭※

⇒ 飼料規制で新たなBSE感染を防止できている

※規制後の1頭は2002年1月生まれであり、規制前の使用飼料の残存による

BSE検査

BSE検査とは

◆BSE検査

- 牛がBSEに感染しているかを調べる検査
- 2001年10月からBSE検査を実施
- 食肉処理場で行う

◆BSE検査の限界

- 牛が一定の年齢に達するまではBSE検査をしても感染がわからない
 - 感染後2~8年の潜伏期間に病原体が牛の体内に蓄積
 - 生まれてすぐ感染しても蓄積まで時間がかかる
- ⇒ 現在では、21ヶ月齢以上の牛が対象

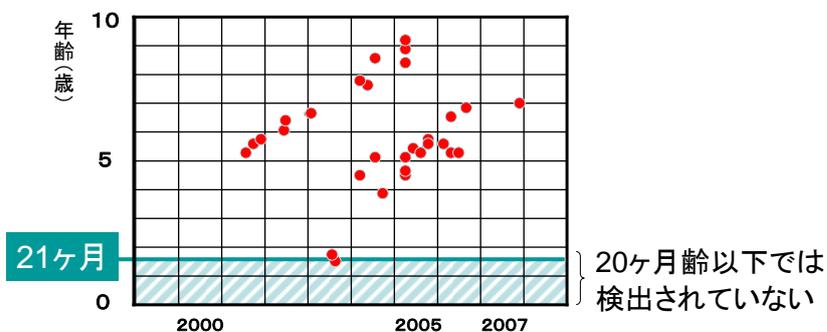
2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

9

BSE検査の限界

- ◆ BSE検査が有効となる年齢は、現段階では科学的に定めることはできない
- ◆ これまでの検査の実績から21ヶ月齢以上と決定

日本におけるBSE感染牛の感染検出年齢



2008年〇月〇日 意見交換会用資料 食品安全委員会

10

国産牛肉と米国・カナダ産牛肉との リスク評価の比較

結論

- ◆現段階では国内産牛肉と比較するためのデータが不足し、**科学的な評価はできない。**
- ◆**輸出プログラムが遵守されれば、**
米国・カナダ産の牛と国産牛の
リスクの差はほとんど無いと考えられる。

食品安全委員会は、農林水産省に対して
**輸出プログラムの実効性・遵守状況の
検証、報告を要請。**

輸出プログラムとは

- ◆ 米国およびカナダ政府と取り決めた日本へ牛肉を輸出するために守るべき条件

1. SRMの除去

- 病原体の蓄積しやすい脳や脊髄は必ず除去する

2. 20ヶ月齢以下と証明される牛

- 国内産牛も20ヶ月齢以下はBSE検査対象外であり、これと同じ条件にする（BSE検査の限界）

国内産と北米産輸入牛肉の対策比較

: 輸出プログラム

分類	国産牛肉		米国産・カナダ産牛肉	
	20ヶ月齢以下	21ヶ月齢以上	20ヶ月齢以下	21ヶ月齢以上
対策	飼料規制	飼料規制 BSE検査	国内規制 (飼料規制)	輸入対象外
	+		+	
	SRM除去		SRM除去	
	⇓		⇓	
	リスクの差はほとんど無い			